

実施方針 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後																																																																																		
6	1 事業内容 (5) 事業の内容 ③ 事業の範囲	—	<u>オ 付帯事業</u> <u>(ア) 事業者が運営するカフェの提案やスペース活用の提案等業務</u>																																																																																		
7	1 事業内容 (5) 事業の内容 ④ 複合施設の運営業務	※つながりエリアのカフェコーナーについては、事業者が運営するカフェの提案や基本計画に記載した「居心地を高めるスペース」を実現するための事業者の運営を必須としないスペース活用の提案等を事業者に求める。詳細は、要求水準書を参照。	※つながりエリアのカフェコーナーについては、事業者が運営するカフェの提案や基本計画に記載した「居心地を高めるスペース」を実現するための事業者の 有人 運営を必須としないスペース活用の提案等を事業者に求める。詳細は、要求水準書を参照。																																																																																		
8	1 事業内容 (5) 事業の内容 ⑤ 事業者の収入	—	<u>イ 利用者から得る収入</u> <u>(ア) 付帯事業により得られる収入</u> <u>付帯事業の実施により利用者等から収入を得る。</u>																																																																																		
8	1 事業内容 (5) 事業の内容 ⑥ 維持管理に要する光熱水費	維持管理業務の実施に係る光熱水費（複合施設で発生するものに限る）は、本市が負担する。なお、本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とすること。可能な限り光熱水費の削減を図るよう、業務を実施すること。	維持管理業務の実施に係る光熱水費（複合施設で発生するものに限る）は、本市が負担する。なお、本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とすること。可能な限り光熱水費の削減を図るよう、業務を実施すること。 <u>ただし、付帯事業に関して、行政財産の目的外使用許可による事業者の運営部分に係る光熱水費については事業者が費用を負担すること。</u>																																																																																		
10	1 敷地に関する事項	事業予定地の前提条件は、次のとおりである。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>所在地</td><td>東大阪市南四条町 742 番 1</td></tr><tr><td>土地面積</td><td>3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）</td></tr><tr><td>区域区分</td><td>市街化区域</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）</td></tr><tr><td>容積率</td><td>①200%、②300%</td></tr><tr><td>建蔽率</td><td>①60%、②80%</td></tr><tr><td>防火・準防火地域</td><td>準防火地域</td></tr><tr><td>高さ制限</td><td>なし</td></tr><tr><td>日影規制</td><td>5-3h/4m</td></tr><tr><td>都市誘導区域</td><td>区域内（瓢箪山駅周辺エリア）</td></tr><tr><td>居住誘導区域</td><td>区域内</td></tr><tr><td>埋蔵文化財包蔵地</td><td>南東一部</td></tr><tr><td>接道条件</td><td>西側：幅員 8.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。</td></tr><tr><td>インフラ状況等</td><td>給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている</td></tr></table>	項目	内容	所在地	東大阪市南四条町 742 番 1	土地面積	3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）	区域区分	市街化区域	用途地域	①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）	容積率	①200%、②300%	建蔽率	①60%、②80%	防火・準防火地域	準防火地域	高さ制限	なし	日影規制	5-3h/4m	都市誘導区域	区域内（瓢箪山駅周辺エリア）	居住誘導区域	区域内	埋蔵文化財包蔵地	南東一部	接道条件	西側：幅員 8.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。	インフラ状況等	給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている	事業予定地の前提条件は、次のとおりである。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>所在地</td><td>東大阪市南四条町 742 番 1</td></tr><tr><td>土地面積</td><td>3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）</td></tr><tr><td>区域区分</td><td>市街化区域</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）</td></tr><tr><td>容積率</td><td>①200%、②300%</td></tr><tr><td>建蔽率</td><td>①60%、②80%</td></tr><tr><td>防火・準防火地域</td><td>準防火地域</td></tr><tr><td>高さ制限</td><td>なし</td></tr><tr><td>日影規制</td><td>5-3h/4m</td></tr><tr><td>都市誘導区域</td><td>区域内（瓢箪山駅周辺エリア）</td></tr><tr><td>居住誘導区域</td><td>区域内</td></tr><tr><td>埋蔵文化財包蔵地</td><td>南東一部</td></tr><tr><td>接道条件</td><td>西側：幅員8.7 7.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。</td></tr><tr><td>インフラ状況等</td><td>給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている</td></tr></table>	項目	内容	所在地	東大阪市南四条町 742 番 1	土地面積	3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）	区域区分	市街化区域	用途地域	①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）	容積率	①200%、②300%	建蔽率	①60%、②80%	防火・準防火地域	準防火地域	高さ制限	なし	日影規制	5-3h/4m	都市誘導区域	区域内（瓢箪山駅周辺エリア）	居住誘導区域	区域内	埋蔵文化財包蔵地	南東一部	接道条件	西側：幅員 8.7 7.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。	インフラ状況等	給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている																						
項目	内容																																																																																				
所在地	東大阪市南四条町 742 番 1																																																																																				
土地面積	3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）																																																																																				
区域区分	市街化区域																																																																																				
用途地域	①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）																																																																																				
容積率	①200%、②300%																																																																																				
建蔽率	①60%、②80%																																																																																				
防火・準防火地域	準防火地域																																																																																				
高さ制限	なし																																																																																				
日影規制	5-3h/4m																																																																																				
都市誘導区域	区域内（瓢箪山駅周辺エリア）																																																																																				
居住誘導区域	区域内																																																																																				
埋蔵文化財包蔵地	南東一部																																																																																				
接道条件	西側：幅員 8.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。																																																																																				
インフラ状況等	給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている																																																																																				
項目	内容																																																																																				
所在地	東大阪市南四条町 742 番 1																																																																																				
土地面積	3,706.18 ㎡（境界確定測量面積）																																																																																				
区域区分	市街化区域																																																																																				
用途地域	①第一種住居地域、②近隣商業地域（西側一部）																																																																																				
容積率	①200%、②300%																																																																																				
建蔽率	①60%、②80%																																																																																				
防火・準防火地域	準防火地域																																																																																				
高さ制限	なし																																																																																				
日影規制	5-3h/4m																																																																																				
都市誘導区域	区域内（瓢箪山駅周辺エリア）																																																																																				
居住誘導区域	区域内																																																																																				
埋蔵文化財包蔵地	南東一部																																																																																				
接道条件	西側：幅員 8.7 7.0 m の道路（旧国道 170 号）に接道。 北側：幅員約 5.5 ～ 約 7.0 m の道路に接道。建設予定地内に高低差 2.5 m ほどの段差があり、段差の上（東側）から段差の下（西側）には車両では移動不可。																																																																																				
インフラ状況等	給水 ・北側、西側、南側に給水管あり 排水 ・北側、西側、南側に下水道管あり ・北側、南側に雨水管あり その他インフラ ・北側、西側、南側に都市ガス管あり、電気・通信設備は整備されている																																																																																				
11	2 募集、選定等のスケジュール	<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①令和 7 年 3 月 3 日（月）</td><td>実施方針等の公表</td></tr><tr><td>②令和 7 年 3 月 3 日（月）</td><td>実施方針等に関する質問及び意見の受付</td></tr><tr><td>③令和 7 年 3 月 24 日（月）</td><td>実施方針等に関する質問及び意見の受付締切</td></tr><tr><td>④令和 7 年 4 月下旬</td><td>実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表</td></tr><tr><td>⑤令和 7 年 6 月下旬</td><td>特定事業の選定及び公表</td></tr><tr><td>⑥令和 7 年 7 月上旬</td><td>入札の公告、入札説明書等の公表</td></tr><tr><td>⑦令和 7 年 7 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切</td></tr><tr><td>⑧令和 7 年 8 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表</td></tr><tr><td>⑨令和 7 年 8 月下旬</td><td>入札参加資格審査書類の受付締切</td></tr><tr><td>⑩令和 7 年 9 月中旬</td><td>入札参加資格審査結果の通知</td></tr><tr><td>⑪令和 7 年 9 月下旬</td><td>個別対話の実施</td></tr><tr><td>⑫令和 7 年 9 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切</td></tr><tr><td>⑬令和 7 年 10 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表</td></tr><tr><td>⑭令和 7 年 11 月下旬</td><td>入札提出書類（提案書）の提出締切</td></tr><tr><td>⑮令和 8 年 1 月中旬</td><td>落札者の決定及び公表</td></tr><tr><td>⑯令和 8 年 1 月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>⑰令和 8 年 2 月</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>⑱令和 8 年 3 ～ 4 月</td><td>本契約の締結※（市議会の議決）</td></tr></table>	日 程	内 容	①令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等の公表	②令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付	③令和 7 年 3 月 24 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切	④令和 7 年 4 月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表	⑤令和 7 年 6 月下旬	特定事業の選定及び公表	⑥令和 7 年 7 月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表	⑦令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切	⑧令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表	⑨令和 7 年 8 月下旬	入札参加資格審査書類の受付締切	⑩令和 7 年 9 月中旬	入札参加資格審査結果の通知	⑪令和 7 年 9 月下旬	個別対話の実施	⑫令和 7 年 9 月下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切	⑬令和 7 年 10 月下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表	⑭令和 7 年 11 月下旬	入札提出書類（提案書）の提出締切	⑮令和 8 年 1 月中旬	落札者の決定及び公表	⑯令和 8 年 1 月下旬	基本協定の締結	⑰令和 8 年 2 月	仮契約の締結	⑱令和 8 年 3 ～ 4 月	本契約の締結※（市議会の議決）	<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①令和 7 年 3 月 3 日（月）</td><td>実施方針等の公表</td></tr><tr><td>②令和 7 年 3 月 3 日（月）</td><td>実施方針等に関する質問及び意見の受付</td></tr><tr><td>③令和 7 年 3 月 24 日（月）</td><td>実施方針等に関する質問及び意見の受付締切</td></tr><tr><td>④令和 7 年 4 月下旬</td><td>実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表</td></tr><tr><td>⑤令和 7 年 6 月下旬</td><td>特定事業の選定及び公表</td></tr><tr><td>⑥令和 7 年 7 月下旬</td><td>入札の公告、入札説明書等の公表</td></tr><tr><td>⑦令和 7 年 7 月中旬</td><td>現地見学会の開催</td></tr><tr><td>⑧令和 7 年 7 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切</td></tr><tr><td>⑨令和 7 年 7 月中旬</td><td>入札説明書等に関する個別対話受付締切</td></tr><tr><td>⑩令和 7 年 8 月上旬</td><td>個別対話の実施</td></tr><tr><td>⑪令和 7 年 8 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表</td></tr><tr><td>⑫令和 7 年 8 月下旬</td><td>入札説明書等に関する個別対話結果の公表</td></tr><tr><td>⑬令和 7 年 9 月上旬</td><td>入札参加資格審査書類の受付締切</td></tr><tr><td>⑭令和 7 年 9 月中旬</td><td>入札参加資格審査結果の通知</td></tr><tr><td>⑮令和 7 年 9 月中～下旬</td><td>入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切</td></tr><tr><td>⑯令和 7 年 10 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表</td></tr><tr><td>⑰令和 7 年 11 月下旬</td><td>入札提出書類（提案書）の提出締切</td></tr><tr><td>⑱令和 7 年 12 月下旬</td><td>落札者の決定及び公表</td></tr><tr><td>⑲令和 8 年 2 月上旬</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>⑳令和 8 年 2 月上旬</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>㉑令和 8 年 3 ～ 4 月</td><td>本契約の締結※（市議会の議決）</td></tr></table>	日 程	内 容	①令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等の公表	②令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付	③令和 7 年 3 月 24 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切	④令和 7 年 4 月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表	⑤令和 7 年 6 月下旬	特定事業の選定及び公表	⑥令和 7 年 7 月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表	⑦令和 7 年 7 月中旬	現地見学会の開催	⑧令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切	⑨令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する個別対話受付締切	⑩令和 7 年 8 月上旬	個別対話の実施	⑪令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表	⑫令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表	⑬令和 7 年 9 月上旬	入札参加資格審査書類の受付締切	⑭令和 7 年 9 月中旬	入札参加資格審査結果の通知	⑮令和 7 年 9 月中～下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切	⑯令和 7 年 10 月中旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表	⑰令和 7 年 11 月下旬	入札提出書類（提案書）の提出締切	⑱令和 7 年 12 月下旬	落札者の決定及び公表	⑲令和 8 年 2 月上旬	基本協定の締結	⑳令和 8 年 2 月上旬	仮契約の締結	㉑令和 8 年 3 ～ 4 月	本契約の締結※（市議会の議決）
日 程	内 容																																																																																				
①令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等の公表																																																																																				
②令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付																																																																																				
③令和 7 年 3 月 24 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切																																																																																				
④令和 7 年 4 月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表																																																																																				
⑤令和 7 年 6 月下旬	特定事業の選定及び公表																																																																																				
⑥令和 7 年 7 月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表																																																																																				
⑦令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切																																																																																				
⑧令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表																																																																																				
⑨令和 7 年 8 月下旬	入札参加資格審査書類の受付締切																																																																																				
⑩令和 7 年 9 月中旬	入札参加資格審査結果の通知																																																																																				
⑪令和 7 年 9 月下旬	個別対話の実施																																																																																				
⑫令和 7 年 9 月下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切																																																																																				
⑬令和 7 年 10 月下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表																																																																																				
⑭令和 7 年 11 月下旬	入札提出書類（提案書）の提出締切																																																																																				
⑮令和 8 年 1 月中旬	落札者の決定及び公表																																																																																				
⑯令和 8 年 1 月下旬	基本協定の締結																																																																																				
⑰令和 8 年 2 月	仮契約の締結																																																																																				
⑱令和 8 年 3 ～ 4 月	本契約の締結※（市議会の議決）																																																																																				
日 程	内 容																																																																																				
①令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等の公表																																																																																				
②令和 7 年 3 月 3 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付																																																																																				
③令和 7 年 3 月 24 日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切																																																																																				
④令和 7 年 4 月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表																																																																																				
⑤令和 7 年 6 月下旬	特定事業の選定及び公表																																																																																				
⑥令和 7 年 7 月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表																																																																																				
⑦令和 7 年 7 月中旬	現地見学会の開催																																																																																				
⑧令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）の受付締切																																																																																				
⑨令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に関する個別対話受付締切																																																																																				
⑩令和 7 年 8 月上旬	個別対話の実施																																																																																				
⑪令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答の公表																																																																																				
⑫令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表																																																																																				
⑬令和 7 年 9 月上旬	入札参加資格審査書類の受付締切																																																																																				
⑭令和 7 年 9 月中旬	入札参加資格審査結果の通知																																																																																				
⑮令和 7 年 9 月中～下旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）の受付締切																																																																																				
⑯令和 7 年 10 月中旬	入札説明書等に関する質問（2 回目）への回答の公表																																																																																				
⑰令和 7 年 11 月下旬	入札提出書類（提案書）の提出締切																																																																																				
⑱令和 7 年 12 月下旬	落札者の決定及び公表																																																																																				
⑲令和 8 年 2 月上旬	基本協定の締結																																																																																				
⑳令和 8 年 2 月上旬	仮契約の締結																																																																																				
㉑令和 8 年 3 ～ 4 月	本契約の締結※（市議会の議決）																																																																																				
12	3 募集、選定等の手続 (3) 入札公告、入札説明書等の公表	特定事業の選定を踏まえ、令和 7 年 7 月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ウェブサイトにおいて公表する。	特定事業の選定を踏まえ、令和 7 年 7 月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ウェブサイトにおいて公表する。 <u>また、現地見学会を開催を予定している。</u>																																																																																		
12	3 募集、選定等の手続 (6) 個別対話の実施	(6) 個別対話の実施 入札条件、業務要求水準に関する事項及び提案可能範囲についての確認を行うことを目的に、資格審査通過者と本市の間で個別対話の機会を設ける。	(5) 個別対話の実施 <u>本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、本市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話の機会を設ける。</u>																																																																																		
12	3 募集、選定等の手続 (5) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知	(5) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知	(6) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知																																																																																		
14	4 入札参加者の構成 (1) 入札参加者の構成	① 入札参加者は、次のア～エに掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という）とすること。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。（略） ア～エ（略）	① 入札参加者は、次のア～ <u>オ</u> に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という）とすること。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業 <u>及び協力企業</u> とすること。 ア～エ（略） <u>オ 複合施設の付帯事業を行う企業（以下「付帯事業企業」という）。</u>																																																																																		

実施方針 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
14	4 入札参加者の構成 (1) 入札参加者の構成 ②	協力企業 SPCから直接業務の受託・請負をし、SPCには出資しない企業	協力企業 入札参加グループを構成する企業であり、SPCから直接業務の受託・請負をし、SPCには出資しない企業
17	5 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 個別の参加資格要件 ①	① 設計業務を行う者 (略) ア～イ (略) ウ 入札公告日から起算して過去10年間に履行を完了した「国、地方公共団体が発注した延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」の基本設計又は実施設計実績を有すること。なお、複数の用途を有する建築物の場合は、該当する用途の面積とする。 エ (略)	① 設計業務を行う者 (略) ア～イ (略) ウ 入札公告日から起算して過去10年間に履行を完了した「 国、地方公共団体が発注した 延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」の基本設計又は実施設計実績を有すること。なお、複数の用途を有する建築物の場合は、該当する用途の面積とする。 エ (略)
17	5 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 個別の参加資格要件 ②	② 工事監理業務を行う者 (略) ア～ウ (略) エ 工事監理企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、あわせて建設企業といかなる雇用関係のない上記ウの実績を有する一級建築士である者を専任かつ常駐で配置すること。	② 工事監理業務を行う者 (略) ア～ウ (略) エ 工事監理企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、あわせて建設企業といかなる雇用関係のない上記ウの実績を有する一級建築士である者を 専任かつ常駐で 配置すること。
17	5 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 個別の参加資格要件 ③	③ 建設業務を行う者 建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の建設企業で実施する場合は、統括する建設企業を置くものとし、全ての企業がア～エの要件を満たし、統括する建設企業がオ～カの要件を満たすこと。 ア 本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）登載企業であり、登録業種が「建築」であること。 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。 ウ (略) エ 入札にあたり、新しく経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書を提出すること。 1社で業務を実施する企業及び複数で業務を実施する場合の統括する建設企業が市内業者の場合は、総合点（直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）と発注者別評価点の合計）が1,300点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）が1,300点以上とする。 複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業（2社又は3社による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業）が市内業者の場合は、総合点（直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）と発注者別評価点の合計）が880点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）が880点以上とする。 オ ①ウと同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「施工実績」と読み替えるものとする。また、その内容を証明できる場合（契約書の写し等）に限ることとする。 カ 建設企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で施工現場に常駐配置させること。 i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けたものであること。 ii) 上記オを満たす施工管理の実績を有していること。 iii) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有していること。	③ 建設業務を行う者 建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の建設企業で実施する場合は、統括する建設企業を置くものとし、全ての企業がア～エの要件を満たし、統括する建設企業がオ～カの要件を満たすこと。建設業務を単独で実施する建設企業は、下のアの要件について、本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）の登録業種は「建築」であることを追加要件とし、ア～カの全ての要件を満たすこと。また、複数の建設企業で実施する場合は、入札参加有資格者名簿（建設工事）の「建築」の登録業種の事業者を必ず含むこと、及び統括する建設企業を置くものとし、全ての企業がア～エの要件を満たし、かつ統括する建設企業がカの要件を満たすこと。 ア 本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）登載企業であり、登録業種が「 建築 」であること。 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、 建築一式工事に係る 特定建設業の許可を受けた者であること。 ウ (略) エ 建設企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で 施工現場に常駐配置させる こと。 i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けたものであること。 ii) 上記オを満たす施工管理の実績を有していること。 iii) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有していること。 カ 入札にあたり、新しく経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書を提出すること。 なお、1社で業務を実施する企業及び複数で業務を実施する場合の統括する建設企業が市内業者の場合は、総合点（直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）と発注者別評価点の合計）が1,300点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の建築一式工事の総合評価点（P）が1,300点以上とする。 複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業（2社又は3社による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業）が市内業者の場合は、総合点（直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の 建築一式工事 の総合評価点（P）と発注者別評価点の合計）が880点以上、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の 建築一式工事 の総合評価点（P）が880点以上とする。 カ ①ウと同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「施工実績」と読み替え、 当該施工管理実績のあるものを次に規定する監理技術者として専任で配置すること。
19	5 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 個別の参加資格要件 ④	④維持管理業務を行う者 (略) ア～イ (略) ウ 維持管理企業と入札公告日 から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。	④維持管理業務を行う者 (略) ア～イ (略) ウ 維持管理企業と入札公告日 から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。
20	5 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (3) 参加資格要件の喪失	入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。ただし、入札参加資格審査書類に明示が義務付けられている者（以下「応募企業」という）のうち、1ないし複数の企業が、入札提出書類（提案書）提出締切日の前日までに参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を代表企業、構成企業及び協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに本市が認めた場合、この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。（略）	入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。ただし、入札参加資格審査書類に明示が義務付けられている者（以下「応募企業」という）のうち、1ないし複数の企業が、入札提出書類（提案書）提出締切日の前日までに参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を 代表企業、構成企業及び協力企業として 加えたうえで、入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに本市が認めた場合、この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。（略）
20	6 審査及び落札者決定の手順	区分 氏名（敬称略） 所属等 委員 木下 みゆき 大阪大谷大学文学部日本語日本文学教授 委員 辰巳 八栄子 公認会計士・税理士 委員 寺地 洋之 大阪工業大学工学部建築学科教授 委員 中川 千恵美 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授 委員 山本 吉伸 東大阪市副市長 委員 岩本 秀彦 東大阪市子どもさやか部長 委員 安井 健正 東大阪市建築部長 委員 早崎 順一 東大阪市教育委員会事務局社会教育部長	区分 氏名（敬称略） 専門・所属等 委員 木下 みゆき 大阪大谷大学文学部日本語日本文学科 特任 教授 委員 辰巳 八栄子 公認会計士・税理士 委員 寺地 洋之 大阪工業大学工学部建築学科教授 委員 中川 千恵美 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授 委員 山本 吉伸 東大阪市副市長 委員 岩本 秀彦 東大阪市子どもさやか部長 委員 安井・健正 東大阪市建築部長 石井 寿人 委員 早崎 順一 東大阪市教育委員会事務局社会教育部長
26	2 財政上及び金融上の支援	(2)本市は、国からの交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金等）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、本市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。	(2)本市は、国からの交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金等）の交付を受けることを想定しているが、 本項に定める場合を除き、当該交付金から 事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、本市が受ける交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。
	リスク分担表	－	修正箇所は別表の「リスク分担新旧対照表」を参照